

千葉県いじめ対策調査会委員の解任及び任命について

千葉県教育庁教育振興部児童生徒課
電 話 043-223-4054

1 名 称 千葉県いじめ対策調査会

2 千葉県いじめ対策調査会を設置する法的根拠

- ・いじめ防止対策推進法 第14条第3項
- ・千葉県いじめ防止対策推進条例 第20条第1項

県教育委員会に、法第十四条第三項に規定する附属機関として、千葉県いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）を置く。

（担任事項）

- 一 いじめの防止等に関する調査研究
- 二 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
- 三 重大事態（法第二十八条第一項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が県立の学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 委員を解任する者

貞廣 齋子（解任年月日 令和元年8月28日）
役職等 千葉大学教育学部教授

4 委員を任命する者

片岡 洋子（任命期間 令和元年8月29日から令和2年4月19日）
役職等 千葉大学教育学部教授

5 委員名簿（令和元年8月29日～）

番号	区 分	氏 名	役 職 等	備考
1	学識経験者(大学)	嶋崎 政男	神田外語大学客員教授	
2	学識経験者(教育行政)	石川 善昭	銚子市教育委員会教育長	
3	学識経験者(保護者)	大田 紀子	千葉県PTA連絡協議会顧問	
4	学識経験者(弁護士)	近藤 一夫	近藤法律事務所長	
5	学識経験者(精神科医)	小川 恵	淑徳大学総合福祉学部教授	
6	学識経験者 (心理・福祉の専門家)	小柴 孝子	立教大学人権・ハラスメント 対策センター委員	
7	学識経験者(大学)	片岡 洋子	千葉大学教育学部教授	